



発行 東京都

目次

55

規則（教）

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 特別免許状に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………三
- 指導力不足等教員の取扱いに関する規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則……………五

訓令（教）

- 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正……………五
- 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正……………六

訓令（選）

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………八

規則（人）

- 職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則……………八

訓令（人）

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………五

訓令（監）

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………五

訓令（海区漁調）

- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………五

○東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正……………六

規則（教）

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十六号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等。ただし、日本国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条の住民票の写し（国籍等の記載のあるものに限る。なお、申請者が過去に氏名又は国籍等を変更した場合は、その変更の履歴を証明する書類を併せて提出するものとする。）

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、第九項中「平成十九年免許法等改正法」を「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号。以下「令和四年免許法等改正法」という。）による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正前の平成十九年免許法等改正法」という。）」に改め、「第二条第二項に基づき」の下に「令和四年免許法等改正法による改正前の」を、「の修了確認」の下に「（以下この項において「修了確認」という。）」「を、「受けた者、」の下に「改正前の」を、「延期」の下に「（以下この項において「延期」という。）」を、「免除」の下に「（以下この項において「免除」という。）」を加え、「第三項及び第五項から第七項まで」を「及び第四項から第六項まで」に、「発行する」を「発行した」に、「又は授与証明書等」を「（以下「更新講習修了確認証明書等」という。）の写し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、修了確認、延期又は免除のいずれも受けていない者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- 一 免許状を有する者（免許法第四条第二項に規定する栄養教諭免許状（以下「栄養教諭免許状」という。）を有する者を除く。） 初めて取得した免許状の写し
- 二 栄養教諭免許状のみを有する者 栄養教諭免許状の写し
- 三 栄養教諭免許状以外の免許状及び栄養教諭免許状を有する者 栄養教諭免許状以外の免許状のうち、初めて取得したものの写し及び栄養教諭免許状の写し

第二条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「平成十九年免許法等改正法」を「改正前の平成十九年免許法等改正法」に、「第一項、第三項、第五項及び第七項に規定する提出を要する免許状に付された有効期限の満了日が、申請時に経過している者は、当該免許状と併せて」を「令和四年免許法等改正法による改正前の免許法第九条の第二項に規定する有効期間の更新（以下この項において「更新」という。）又は同条第五項に規定する有効期間の延長（以下この項において「延長」という。）を行ったものは、「に、「発行する」を「発行した」に、「又は授与証明書等」を「（以下「有効期間更新証明書等」という。）の写し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、更新又は延長のいずれも行っていない者（令和四年七月一日以降に初めて免許状を取得した者を除く。）は、有する免許状のうち有効期間の満了の日が最も遅いものの写しを提出しなければならない。

第二条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条に次の一項を加える。

10 第八項及び前項の規定にかかわらず、更新講習修了確認証明書の写し、有効期間更新証明書等の写し又は同項に規定する免許状の写しを紛失等により提出できない者にあつては、免許法第五条第六項に規定する授与権者が発行する免許状を有することを証明する書類（以下「授与証明書」という。）をもってこれに代えることができる。第三条第三項中「第三項、第四項及び第七項」を「第二項、第三項及び第六項」に、「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第六条中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第九条第二項中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第十一条第一項本文、同項第二号及び第十二条第二項中「第五条第六項」を「第五条

第五項」に改める。

第十八条の二中「第二条第二項及び第九項から第十一項まで」を「第二条第八項から第十項まで」に改める。

別表第一 三の項備考二及び同表七の項備考二中。ただし、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する科目は、一単位以上修得するものとする」を削る。

別記第一号様式中「新免・旧免」を削り、

有効期間満了日 又は 修了確認期限	所要資格取得年度
年度	

令和4年7月1日時点の 免許状の有効・無効の別	有効・無効
----------------------------	-------

し」や「住民票の写し等」に

に「住民票の写し」を削り、

学力に関する証明書 介護等体験証明書 高等学校・大学卒業証明書等 幼・小・中・高免許状等 実務に関する証明書 更新講習修了確認証明書等	
--	--

学力に関する証明書 介護等体験証明書 高等学校・大学卒業証明書等 幼・小・中・高免許状等 実務に関する証明書	
--	--

に改

別記第六号様式中「新免・旧免」を削り、「住民票の写し」や「住民票の写し等」に改める。

別記第八号様式(表)中「新免・旧免」を削り、

有効期間満了日 又は 修了確認期限	所要資格取得年度
-------------------------	----------

令和4年7月1日時点の 免許状の有効・無効の別	有効・無効
----------------------------	-------

に「住民票の写し」を削り、

「し」を「住民票の写し等」に改める。

別記第十号様式中

職名
(学校教育法上の職としての勤務について記入すること。)

を

職名

に改める。

別記第三十二号様式(表)中「住民票の写し」を「住民票の写し等」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- (教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止)
- 2 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則(平成二十一年東京都教育委員会規則第九号)は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十七号

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則

特別免許状に関する規則(平成元年東京都教育委員会規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等。ただし、日本国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条の住民票の写し(国籍等の記載のあるものに限る。なお、申請者が過去に氏名又は国籍等を変更した場合、その変更の履歴を証明する書類を併せて提出するものとする。)

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を削り、同条第七項中「第五項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

別記第一号様式(表)中

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条適用
学校教諭 特別免許状

を

学校教諭 特別免許状

に、

「戸籍謄本確認」を「戸籍謄本等確認」に改める。

別記第四号様式中「第18条」を「第9条」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の特別免許状に関する規則別記第一号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第四項、第五項第四号及び第七項、第十一条の二の見出し及び同条第一号並びに第十二条第一項第二号、第二項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条の二の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、同条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「以前又は任期の更新前」を「以前」に、「採用又は任期の更新」を「採用」と、「異動がなかったものとした」とあるのは「退職以前の勤務と採用以後の勤務」とが継続するものとみなした」に改め、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「採用された定年前再任用短時間勤務職員」に、「職員の再任用に関する条例（平成十三年東京都条例第十一号）第三条」を「とする。」に、「任期付職員条例第三条」を「とする。任期付職員条例第三条に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも同様とする。」に改める。

第十二条の三第二号イ及びロ並びに第二十七条第二項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条の二第三項第四号中「五十九歳」を「六十四歳」に改める。

第二十九条の二第一項ただし書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「任期付職員等」を「任期付職員」に改める。

第二十九条の三第一項第四号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一条を加える。

（長期勤続休暇に関する経過措置）

第三条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十七条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

別表第一中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第十二条の二第一項及び第二十九条の二第一項の規定を適用する。この場合において、新規則第十二条の二第一項中「とする。」とあるのは「とする。職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新をしたときも同様とする。」と、同条第二項中「以前」とあるのは「以前又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）附則第三条第三項（同条例附則第四条第三項において

準用する場合を含む。)の規定による任期の更新(以下この項において「任期の更新」という。)前と、「引き続き採用」とあるのは「引き続き採用又は任期の更新」と、「以後の勤務」とあるのは「以後の勤務又は任期の更新前の勤務と任期の更新以後の勤務」と、第二十九条の二第一項中「任期の更新」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第七十五号) 附則第三条第三項(同条例附則第四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による任期の更新」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第五条第一項、第十一条第四項、第五項第四号及び第七項、第十一条の二第一号、第十二条第一項第二号、第二項及び第四項、第十二条の三第二号イ及びロ、第二十七条第二項第四号並びに第二十九条の三第一項第四号の規定を適用する。

指導力不足等教員の取扱いに関する規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十九号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則及び指導力不足等教員の取扱いに

関する規則の一部を改正する規則

第一条 指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成十四年東京都教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除く。 第九条第二項第二号において同じ。)」を削る。

第二条 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四

第一項又は第二十八条の五第一項」を「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改める。

附則第二項の表中昭和二十八年四月二日から昭和二十九年四月一日までの項から昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの項までを削り、「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十六年四月一日」を「令和六年四月一日」に、「平成三十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 令和五年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の指導力不足等教員の取扱いに関する規則第八条第一項の規定の適用については、同項中「指導が不適切である教員」とあるのは、「指導が不適切である教員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された者を除く。 次条第二項第二号において同じ。)」とする。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第十四号

教 育 庁 出 張 所

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程(昭和六十二年東京都教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定

年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日」を「定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなつた日」に改め、同条第二項各号中「(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなつた日)」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四項を加える。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた

別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。) 及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。) 附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程(以下「新規規程」という。) 第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第六条第一項の規定を適用する。

3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号) 附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなつた日)」とする。

●東京都教育委員会訓令第十五号

- 都立大島高等学校
- 都立三宅高等学校
- 都立八丈高等学校
- 都立小笠原高等学校
- 都立新島高等学校
- 都立神津高等学校
- 都立大島海洋国際高等学校

都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程(昭和六十二年東京都教育委員会訓令第九号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都教育委員会

第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日」を「定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地学校に勤務することとなつた日」に改め、同条第二項各号中「(再任用職員にあつては、直近の採用に伴い最初に当該学校に勤務することとなつた日)」を削る。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の四項を加える。

(条例附則第十項の規定を受ける職員の特地手当の基礎額)

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)

6 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て教育長が別に定めるところにより算出した額とする。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)

3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地学校に勤務することとなつた日)」とする。

訓令(選)

●東京都選挙管理委員会訓令第1号

東京都選挙管理委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都選挙管理委員会

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「(以下「算出率」という。)」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額」に改める。

本則の次に次の附則を加える。

附則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。
- 3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

規 則 (人)

職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十六号

職員の給与に関する条例附則第十項等に規定する定年の引上げに伴う給与の特例措置に関する規則

(目的)

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号。以下「給与条例」という。)附則第十三項、第十五項、第十七項、第十八項及び第二十項並びに学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。)付則第十二項、第十四項、第十五項及び第十七項の規定に基づき、定年の引上げに伴う給与の特例措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第四号。以下「定年条例」という。)第六条第一項各号に規定する管理監督職をいう。
- 二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。
- 三 特例任用後降任職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、給与条例附則第十三項又は学校職員給与条例付則第十二項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において、第一項特例任用職員(定年条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。

四 特定日 給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項に規定する特定日をいう。

五 降格 初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給規則」という。)(第二条第三号又は学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号。以下「学校職員初任給規則」という。)(第一条の二第二号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第五条第一項(学校職員給与条例が適用される職員にあつては、同条例第七条第一項)に規定する給料表(以下「給料表」という。)(の適用を異にしない初任給規則別表第六(学校職員給与条例が適用される職員にあつては、学校職員初任給規則別表第二)に定める初任給基準表(第七条において「初任給基準表」という。))に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 降給 給与条例第六条第八項及び学校職員給与条例第八条第七項に規定する降給をいう。

九 上限額 給与条例第五条第三項又は学校職員給与条例第七条第二項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。)(第二条第二項又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)(第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時

間を勤務時間条例第二条第一項又は学校職員勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た額(その額に円位未満の端数を生ずるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給(指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、当該職員の受ける号給)をいう。

(給与条例附則第十三項等の人事委員会規則で定める職員)

第三条 給与条例附則第十三項及び学校職員給与条例付則第十二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員(特例任用後降任職員を除く。)(のうち、次に掲げる職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となった職員(異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であった職員を除く。)

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。))をされた職員

(給与条例附則第十五項の人事委員会規則で定める職員)

第四条 給与条例附則第十五項の人事委員会規則で定める職員は、同項に規定する任命をされた日(以下「任命日」という。))以後に育児短時間勤務職員等となった職員とする。

(他の職への降任をされた職員に対する給与条例附則第十七項等の規定による給料の支給)

第五条 法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員(特例任用後降任職員を除く。))であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日以後に第一号、第

二号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となつたものとした場合に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第九項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第二号及び第四号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後に当該各号に掲げる職員となつた日以後、第五条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十七項又は学校職員給与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（次号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日の前日において指定職給料表の適用を受けていた職員であつて、異動日以後に給料表異動をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額）

三 異動日から特定日までの間に降格又は降給をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降給を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日の前日以後に育児短時間勤務職員等となつた職員（異動日から特定日の前日までの間に限り育児短時間勤務職員等であつた職員を除く。） 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定された職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（給料の切替えに伴う経過措置として、給与条例その他の条例において異なる給料月額の定めがある場合は、当該給料月額。以下同じ。）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であつて同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第五条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。（特例任用後降任職員に対する給与条例附則第十七項等の規定による給料の支給）

第六条 特例任用後降任職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第九条の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のそ

の者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十七項又は学校職員給与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第七条 特例任用後降任職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額(異動日後に第一号、第二号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例附則第九項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第二号及び第四号に掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十七項又は学校職員給与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(次号に掲げる職員を除く。)

仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定

めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員であつて、同日後に給料表異動をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額)

三 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。)又は降給をした職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降給をした日に当該降格又は降給がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降給後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降給を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額の合計額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務職員等となつた職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの

間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、同項第一号から第四号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

(降任相当給料表異動をした職員に対する給与条附則第十八項等の規定による給料の支給)

第八条 降任相当給料表異動(法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動

の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員を除く。)であつて、降任相当転任日(当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条附則第十項又は学校職員給与条附則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条附則第十八項又は学校職員給与条附則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に当該規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

第九条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であつて、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、降任相当転任日に給与条附則第十項又は学校職員給与条附則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する

額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、第九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項又は学校職員給与条例付則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給）
 第十条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は初任給規則第二十一条の二の規定若しくは給料表異動により仮定異動期間末日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に達しないこととなった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下こ

の項において「降格等相当日給料月額」という。）が、特例任用期間降格等職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員以外の職員にあつては当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額、仮定異動期間末日の前日以後に指定職給料表の適用を受けていた職員にあつては当該額に五百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数を生じたときはこれを千円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となつた日から法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項又は学校職員給与条例付則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となつた日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者に対する給与条例附則第十八項の規定による給料の支給）
 第十一条 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務職員等となつた職員であつ

て、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第十項の規定により当該職員が受ける給料月額（任命日以後に第一号又は第二号に掲げる職員となったものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第十一条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項の規定による給料として支給する。

一 任命日以後に現に育児短時間勤務職員等である職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六条第一項に規定する公安職俸給表(一)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 前号に掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給与法第六条第一項に規定する公安職俸給表(一)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）

（人事交流等職員に対する給与条例附則第十八項等の規定による給料の支給）

第十二条 給与条例、学校職員給与条例若しくは東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける者からの異動により、又は初任給規則第十五条各号若しくは学校職員初任給規則第五条各号に掲げる者からの人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みな

し異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となつた日が六十歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十五号）による改正前の定年条例第三条第三号に掲げる職員にあつては、六十三歳）に達した日以後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）以後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第十項又は学校職員給与条例付則第九項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十二条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては、特定日）以後、第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十八項又は学校職員給与条例付則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となつた日が仮定特定日以後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十二条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

（この規則により難い場合の措置）

第十三条 任命権者は、定年の引上げに伴う給与の特例措置に関し、この規則により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。
(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十三項、第十五項、第十七項若しくは第十八項又は学校職員給与条例附則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓 令 (人)

●東京都人事委員会訓令第二号

東京都人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程 (昭和三十二年東京都人事委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都人事委員会委員長 青山 俯

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「(以下「算出率」という。)」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額」に改める。
本則の次に次の附則を加える。

附 則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五

十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

- この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。
- 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

訓 令 (監)

●東京都監査委員訓令第三号

東京都監査事務局

給料の特別調整額に関する規程 (昭和三十四年東京都監査委員訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京都監査委員	山田 ひろし
東京都監査委員	中山 信行
東京都監査委員	茂 垣之雄
東京都監査委員	岩田 喜美枝
東京都監査委員	松本 正一郎

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」及び「(以下「算出率」という。)」を削り、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額」及び「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出

率をそれぞれ」を削り、「額とし、」を「額〔」に改める。
本則の次に次の附則を加える。

附則

条例附則第十項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「別表第二の額」とあるのは、「別表第二の額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附則

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対するこの訓令による改正後の給料の特別調整額に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、改正後の規程第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

訓 令 (海区漁調)

●東京海区漁業調整委員会訓令第一号

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程(平成十六年東京海区漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十二日

東京海区漁業調整委員会

第三条第二項第四号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第一項中「(再任用職員にあっては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日)」を「(定年前再任用短時間勤務職員であり、かつ、異動等の日

が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日)」に改め、同条第二項各号中「(再任用職員にあっては、直近の採用に伴い最初に当該公署に勤務することとなった日)」を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四項を加える。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の特地手当の基礎額)

2 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)&及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。)&及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号に掲げる職員であるものの同条第一項に規定する特地手当の基礎額は、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て委員会が別に定めるところにより算出した額とする。

(条例附則第十項の規定の適用を受ける職員の準ずる手当の月額)

4 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第二項に規定する異動又は採用に伴つて住居を移転した日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料の月額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。)&及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額(その職員が適用を受けていた別表第二に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額に百分の七十を乗じて得た額を超えるときは、その額を限度とする。)&及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第十項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第二項各号に掲げる職員

であるものの準ずる手当の月額は、同条第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の承認を得て委員会が別に定めるところにより算出した額とする。

附則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程（以下「新規規程」という。）第三条第二項第四号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同号及び第六条第一項の規定を適用する。
- 3 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員に対する新規規程第六条第二項の規定の適用については、同項各号中「異動等の日」とあるのは、「異動等の日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員であり、かつ、異動等の日が当該職員として採用された日より前である場合は、当該採用の日以後初めて特地公署に勤務することとなった日）」とする。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

